

違反食品の発見について

～ フルーツブランデーから過量のメタノールを検出した件について～

6月10日、東京国税局から、酒類の品質実態調査において、横浜市内の輸入者が輸入したイタリア産フルーツブランデーから、メタノールが食品衛生法の基準を超えて、検出されたとの通報がありました。

これを受け、本市衛生研究所で食品衛生法に基づいて再度、検査を行ったところ、 $3.2\text{mg}/\text{cm}^3$ のメタノールが検出されましたので、食品衛生法第6条第2号違反として、輸入者に対して、回収を指示し、当該品の販売禁止を命じました。

- | | |
|---------|---|
| 1 名称 | アクアヴィテ ディ アルピコッカ |
| 2 包装形態等 | ビン詰 内容量 500ml |
| 3 輸入者 | 東京ヨーロッパ貿易有限会社
横浜市西区北幸二丁目9番30号 |
| 4 原産国 | イタリア |
| 5 輸入日 | 2000年8月21日 |
| 6 賞味期限 | なし |
| 7 表示等 | ラベルの輸入者住所には輸入時の本社所在地である
「東京都世田谷区成城6-4-17」が記載されています |
| 8 輸入数量等 | |

輸入数量	販売数量	在庫数量	検査検体
20ケース計120本 (6本入り/1ケース)	31本	88本	1本

- | | |
|--------|--|
| 9 違反内容 | メタノール $3.2\text{mg}/\text{cm}^3$ (0.32%)検出
・検査機関 横浜市衛生研究所
・基準値 酒精飲料 0.1%未満
当該品は酒精飲料で0.32%の為、違反に該当します。 |
| 10 措置 | 輸入者に対して、当該品の回収の指示及び販売禁止を命じました。 |
| 11 その他 | この結果をもって、健康被害の心配はないと思われます。 |

<参考>

メタノールについて

メタノールは有機溶媒などとして用いられるアルコールの一種であり、食品衛生法では、酒精飲料において、0.1%以上含まれるもの、製菓原材料用等酒類にあつては0.5%以上含有するものは食品衛生法第6条第2号違反に該当するとされています。

メタノールはブランデーやウィスキーの蒸留過程において、分解物として生成されるため、製造工程で留意が必要となります。

症状について

メタノールの急性毒性としては主に神経系に作用し、特に視神経や網膜に障害を与えるといわれています。また慢性毒性としては、視神経障害のほか、腎臓、肝臓障害等を引き起こします。

【商品画像】



お問い合わせ先

横浜市保健所食品衛生課長 桃井 宏之 Tel 045-671-2435